

国土交通省業務継続計画

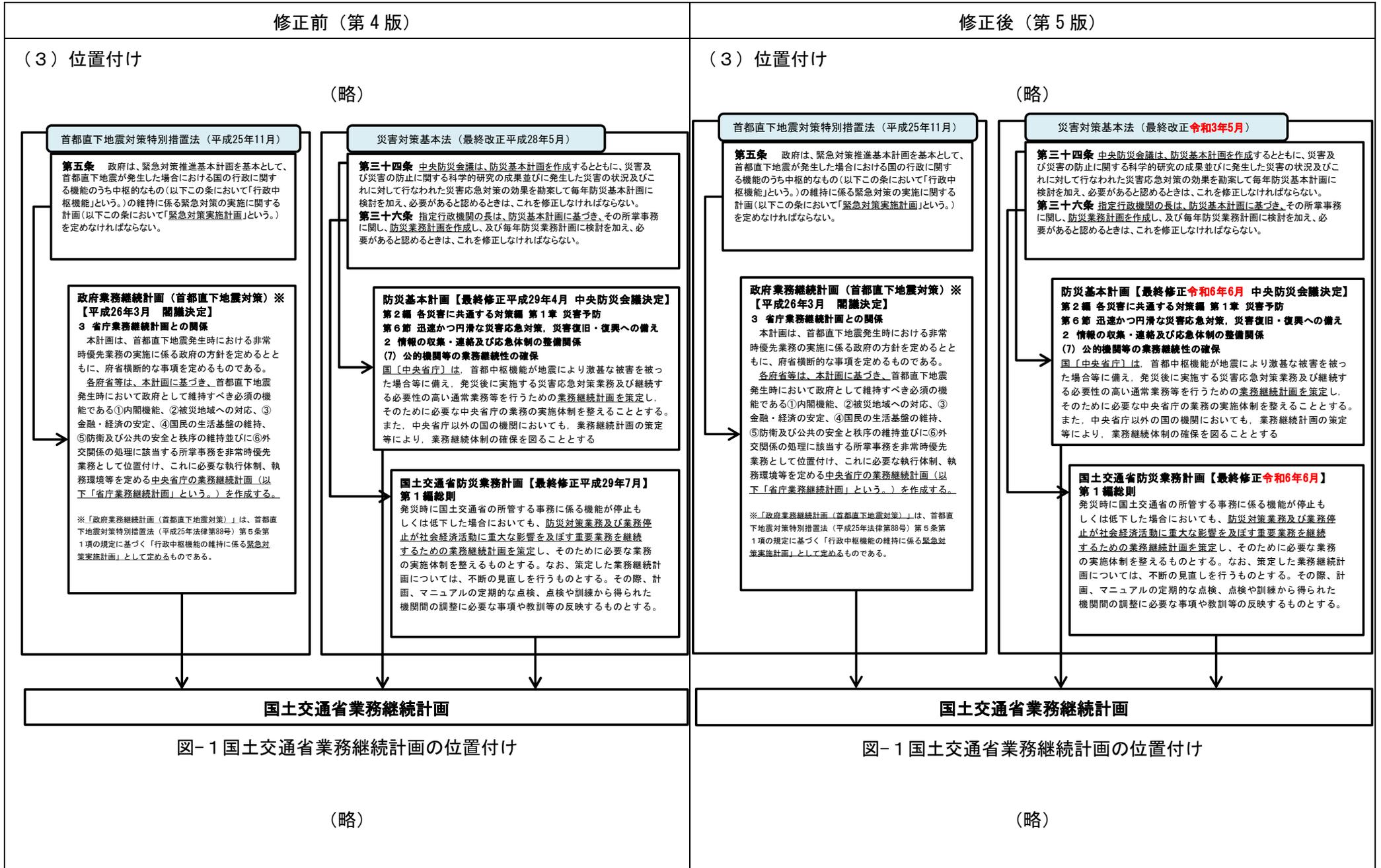
新旧対照表

令和6年12月

第1章 総則

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>1. 業務継続計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 背景</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 業務継続計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 背景</p> <p>(略)</p> <p><u>令和4年4月には、「中央省庁業務継続ガイドライン第3版」が策定された。</u></p> <p><u>また、令和5年3月には、立川広域防災基地周辺の代替庁舎としての総務省自治 大学校（立川市）の事前あっせんがされた。</u></p> <p><u>国土交通省においては、中央省庁業務継続ガイドライン第3版や代替庁舎の事 前あっせんに基づく見直しを行い、令和6年12月に「国土交通省業務継続計画 第5版」を策定した。</u></p> <p>(略)</p>

第1章 総則



第1章 総則

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>3. 業務継続マネジメントの推進体制</p> <p>本計画に関する重要事項の審議については、<u>国土交通省防災会議</u>において行うものとする。</p> <p>また、本計画の推進に関し、機動的に各局間の連絡調整を行い、関連施策の実施や業務継続に係る教育・訓練の企画・実施等のマネジメントを行う国土交通省業務継続連絡調整会議において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4. 想定被害と前提条件</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>図—2 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図 右図：都区部拡大図 （首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会））<u>図—2 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（図表番号の追記）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 前提条件</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>④首都直下地震発生時の参集予測条件 中央省庁業務継続ガイドライン第2版に基づく参集予測条件 ○主な参集予測条件</p>	<p>3. 業務継続マネジメントの推進体制</p> <p>本計画に関する重要事項の審議については、<u>国土交通省防災・減災対策本部</u>において行うものとする。</p> <p>また、本計画の推進に関し、機動的に各局間の連絡調整を行い、関連施策の実施や業務継続に係る教育・訓練の企画・実施等のマネジメントを行う国土交通省業務継続連絡調整会議において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4. 想定被害と前提条件</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>図—2 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図 右図：都区部拡大図 （首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会））</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>参考—1 首都直下地震の被害想定</u> （中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成25年12月19日）より抜粋をもとに国土交通省作成）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 前提条件</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>④首都直下地震発生時の参集予測条件 中央省庁業務継続ガイドライン第3版に基づく参集予測条件 ○主な参集予測条件</p>

第 1 章 総則

修正前（第 4 版）	修正後（第 5 版）
<p>・ 発災 1 週間は徒歩による参集のみ（公共交通機関は運行停止）</p> <p>・ 歩行速度は 時速 2 km（障害物による迂回及び休憩の時間）</p> <p>（図表番号の追記）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>・ 発災 1 週間は徒歩による参集のみ（公共交通機関は運行停止）</p> <p>・ 歩行速度は 時速 2 km（障害物による迂回及び休憩の時間）</p> <p style="text-align: center;"><u>参考－2 前提条件</u></p> <p><u>（中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成 25 年 12 月 19 日）及び政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月閣議決定）をもとに国土交通省作成）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>参考－3 業務継続計画の前提とする被害状況等</u></p> <p><u>（首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月 19 日）をもとに内閣府防災担当にて作成）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※修正内容は別紙参照</u></p>

第2編 首都直下地震発生時における対応

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>1. 緊急時の行動手順</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>表－1 首都直下地震応急対策活動 緊急時行動手順</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>国土交通省緊急災対対策本部【事務局員】／0～30分</p> <p>□庁内の電源確認やマイクロ電話、防災LANの被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともに<u>会議システム</u>を立ち上げる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>国土交通省緊急災対対策本部【事務局員】／1時間～3時間</p> <p>□会議録画を開始する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>二次災害の防災活動／1日～3日</p> <p>□下水道施設の調査、災害復旧支援等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 初動対応事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 参集</p> <p>①勤務時間外に発災</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>1. 緊急時の行動手順</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>表－1 首都直下地震応急対策活動 緊急時行動手順</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>国土交通省緊急災対対策本部【事務局員】／0～30分</p> <p>□庁内の電源確認やマイクロ電話、防災LANの被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともに<u>テレビ会議</u>を立ち上げる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>国土交通省緊急災対対策本部【事務局員】／1時間～3時間</p> <p>□会議録音を開始する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>二次災害の防災活動／1日～3日</p> <p>□<u>水道施設及び</u>下水道施設の調査、災害復旧支援等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 初動対応事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 参集</p> <p>①勤務時間外に発災</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(テレワークの実施)</p> <p>□非常時優先業務及び管理事務のうち、テレワーク等に対応可能な業務を予め設定し、発災時における自宅での電力やインターネット環境等の状況によりテレワークを実施するものとする。</p>

第2編 首都直下地震発生時における対応

修正前（第4版）	修正後（第5版）
(略)	(略)
②勤務時間内に発災	②勤務時間内に発災
(参集要員)	(参集要員)
(略)	(略)
□出張等で在省していない参集要員は、①勤務時間外に発災に準じて参集する。	□出張及びテレワーク等で在省していない参集要員は、①勤務時間外に発災に準じて参集する。
(略)	(略)
3. 非常時優先業務の実施	3. 非常時優先業務の実施
3-1. 首都直下地震応急対策業務	3-1. 首都直下地震応急対策業務
(1) 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立	(1) 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立
(略)	(略)
(広報)	(広報)
(略)	(略)
□ <u>ツイッター</u> 等を活用した防災情報の提供を行う。	□ <u>X</u> 等を活用した防災情報の提供を行う。
<u>(新規)</u>	□ <u>上記に加え、各局においては必要な情報発信ツールや、関係機関を通じた災害</u>
(略)	<u>情報を発信する体制を確保する。</u>
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	(5) <u>災害情報の発信</u>
(略)	<u>国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、公共施設等の被災</u>
(略)	<u>情報、復旧情報、避難行動に資する情報について適切な発信を行う。</u>
(略)	(略)
(5) その他	(6) その他
① 庁舎の緊急点検等	① 庁舎の緊急点検等

第2編 首都直下地震発生時における対応

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>□ 大臣官房会計課庁舎管理室は、施設管理者用チェックシートに基づき、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館の緊急点検及び復旧対応等を行う。</p> <p>各執務室の点検については、<u>3-3 執務環境の確保</u>に記載している。</p> <p>（略）</p>	<p>□ 大臣官房会計課庁舎管理室は、施設管理者用チェックシートに基づき、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館の緊急点検及び復旧対応等を行う。</p> <p>各執務室の点検については、<u>第2章4. 管理事務の実施</u>に記載している。</p> <p>（略）</p>
<p>表-2 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立 防災センター（2号館14階）の立ち上げ【0～30分】</p> <p>□ マイクロ電話、防災LANの被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともに、<u>TV会議システム</u>を立ち上げる。</p> <p>（略）</p>	<p>表-2 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立 防災センター（2号館14階）の立ち上げ【0～30分】</p> <p>□ マイクロ電話、防災LANの被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともに、<u>テレビ会議</u>を立ち上げる。</p> <p>（略）</p>
<p>緊急災害対策本部の設置と会議の開催（年1回）【1時間～3時間】</p> <p>□ <u>会議録画</u>を開始する。</p> <p>（略）</p>	<p>緊急災害対策本部の設置と会議の開催（年1回）【1時間～3時間】</p> <p>□ <u>会議録音</u>を開始する。</p> <p>（略）</p>
<p>表-5 二次災害の防止活動一覧① 下水道施設</p> <p>（略）</p>	<p>表-5 二次災害の防止活動一覧① <u>水道施設・下水道施設</u></p> <p>（略）</p>
<p>被災情報の収集【3時間】</p> <p>□ 下水道施設被害に関する情報収集</p> <p>□ 情報とりまとめ及び本部への情報提供</p> <p>情報収集・調査・災害復旧支援【1日間】</p> <p>□ 下水道施設被害に関する情報収集、調査、災害復旧支援</p> <p>□ 情報とりまとめ及び本部への情報提供</p>	<p>被災情報の収集【3時間】</p> <p>□ <u>水道施設及び下水道施設</u>の被害に関する情報収集</p> <p>□ <u>断水に関する情報収集</u></p> <p>□ <u>応急給水の実施状況に関する情報収集</u></p> <p>□ 情報とりまとめ及び本部への情報提供</p> <p>情報収集・調査・災害復旧支援【1日間】</p> <p>□ <u>水道施設及び下水道施設</u>の被害に関する情報収集、調査、災害復旧支援</p> <p>□ <u>断水に関する情報収集</u></p> <p>□ <u>応急給水の実施状況に関する情報収集</u></p>

第2編 首都直下地震発生時における対応

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>3-3. 執務環境の確保</u></p> <p>(1) 庁舎</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><input type="checkbox"/>各執務室への立ち入り可否の表示</p> <p>各課室を使用する職員は、各執務室の継続利用・入室可否を判断するため、点検マニュアル及び点検チェックリストに基づき、執務室の被害状況を確認した上で使用の可否を判断し、各執務室等の入口に表示する等により立ち入りの可否を明らかにする。</p> <p>会計課庁舎管理室は各課室からの要請を受けこれを支援する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><input type="checkbox"/>休憩室・仮眠室等の確保</p> <p>各部局は、災害対応が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等、休養が取れる空間を確保する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><input type="checkbox"/>情報とりまとめ及び本部への情報提供</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>4. 管理事務の実施</u></p> <p>(1) 庁舎</p> <p><u><input type="checkbox"/>庁舎の構造体の点検など</u></p> <p><u>大臣官房会計課庁舎管理室は、庁舎の構造体等の点検と、基幹設備（建築設備の主要部分及び幹線部分）及び配電線や配管等の損傷を確認し、ガラス処理、流出物処理、破損物交換等の応急処置を実施する。</u></p> <p><input type="checkbox"/>各執務室への立ち入り可否の表示</p> <p>各課室を使用する職員は、各執務室の継続利用・入室可否を判断するため、点検マニュアル及び点検チェックリストに基づき、執務室の被害状況を確認した上で使用の可否を判断し、各執務室等の入口に表示する等により立ち入りの可否を明らかにする。</p> <p><u>大臣官房会計課庁舎管理室は各課室からの要請を受けこれを支援する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><input type="checkbox"/>休憩室・仮眠室等の確保</p> <p>各部局は、災害対応が長期化することも想定し、<u>大臣官房会計課庁舎管理室とも連携して、休憩室・仮眠室等、休養が取れる空間を確保する。女性職員が安心・安全に利用できる男女別とする必要がある。部屋を分けられない場合は、パーテーション等により男女別とする。また、持病がある方等への配慮スペースを確保する。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>入退館管理のセキュリティー</u></p> <p><u>大臣官房会計課庁舎管理室は、発災後の警備体制が整うまでの応急管理、発災後の館内の巡回及び入退館管理等の警備を行う。</u></p>

第2編 首都直下地震発生時における対応

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p><u>（新規）</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）空調機能</p> <p>（略）</p> <p>□会計課庁舎管理室及び各課室は、ライフラインが復旧し、安全が確保されるまでの間、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館内の冷房・暖房は運転しない。</p> <p>（略）</p>	<p><u>□庁舎あっせん調整</u></p> <p><u>災害対策本部は、庁舎使用不可となった場合の庁舎のあっせんについて政府緊急災害対策本部と調整するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）空調機能</p> <p>（略）</p> <p>□大臣官房会計課庁舎管理室及び各課室は、ライフラインが復旧し、安全が確保されるまでの間、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館内の冷房・暖房は運転しない。</p> <p>（略）</p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>（7）職員あっせん調整</u></p> <p><u>□各局総務担当課は、自動集計システムにより職員の参集可能状況を確認し、非常時優先業務を行うために必要な人員が確保できない場合は、その人数を大臣官房人事課へ報告する。</u></p> <p><u>□大臣官房人事課は大臣官房長へ報告し、大臣官房長は緊急災害対策本部へ必要人員の報告を行う。</u></p> <p><u>□緊急災害対策本部は、政府緊急災害対策本部にあっせん要請を行い、必要な人員の確保を行う。</u></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>（8）公用車運行事務</u></p> <p><u>□大臣官房秘書室は、災害時における緊急車両の運行が行えるよう、発災時に車両の被害状況の確認、運転手の確保を行う。</u></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>（9）事務用品の保守</u></p> <p><u>□各局参集要員は、災害時に必要となるコピー機、FAXについて確認を行い、修理が必要な場合は、各局各課室から、状況に応じ事務用品等の保守・点検を委託業者に指示するものとする。</u></p>

第3章 業務継続への備え

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 関係機関との連携体制の確立</p> <p>各部局各課室においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに、関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。</p> <p>3. 執行体制</p> <p>（1）参集要員の指定</p> <p>各部局各課室においては、非常時優先業務及び管理事務を行う職員に限らず、近傍に居住し、参集できる職員も含め、参集要員に指定し、参集要員の名簿を作成する。また、参集予測による参集可能人員を把握する。名簿及び参集可能人員は人事異動等を反映して更新する。参集要員に対しては、人事異動や訓練の際に、参集方法や非常時優先業務及び管理事務に関する周知を実施する。</p> <p>また、以下の事項について、あらかじめ<u>定めておく</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制 ・特別な知識や技能、資格を有する職員が参集不可能な場合の措置 ・さらに過酷な状況として、初動期に参集予測による参集可能人員を大きく下回る状況での対応を想定し、優先度の高い業務について担当外での対応を可能とする対策（応援職員の指定、手順書作成）。 	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 関係機関との連携体制の確立</p> <p>各部局各課室においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに、関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。</p> <p><u>業務の継続性を確保するためには、関係機関（地方支分部局などを含む）及び民間事業者等からのインプットに依存する業務はその依存状況を把握しておくことが求められ、その上で、設定する目標時間までに目標レベルに到達できる体制を依存先が確保できるかどうかについて確認する。</u></p> <p>3. 執行体制</p> <p>（1）参集要員の指定</p> <p>各部局各課室においては、非常時優先業務及び管理事務を行う職員に限らず、近傍に居住し、参集できる職員も含め、参集要員に指定し、参集要員の名簿を作成する。また、参集予測による参集可能人員を把握する。名簿及び参集可能人員は人事異動等を反映して更新する。参集要員に対しては、人事異動や訓練の際に、参集方法や非常時優先業務及び管理事務に関する周知を実施する。</p> <p>また、以下の事項について、あらかじめ<u>準備する</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制 ・特別な知識や技能、資格を有する職員が参集不可能な場合の措置 ・さらに過酷な状況として、初動期に参集予測による参集可能人員を大きく下回る状況での対応を想定し、優先度の高い業務について担当外での対応を可能とする対策（応援職員の指定、手順書作成）。

第3章 業務継続への備え

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>(略)</p> <p>4. 執務環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>4-2. 電力、ガス、上水道、通信・情報システム等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上水道</p> <p>断水は1週間継続すると想定されていることから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の上水道設備について、発災時の利用用途を確認し、用途別の配分を計画するとともに、館内の貯水槽や配管等の耐震化及び貯水槽内の使用量を削減するため、飲料水の備蓄、災害用トイレの確保を行う。</p> <p>また、中央合同庁舎第2号館の上水道設備は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用時の供給制限及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信</p> <p>(略)</p> <p>②専用無線通信網と光ファイバ網</p> <p>専用無線通信網と光ファイバ網については、大臣官房技術調査課電気通信室が担当する。</p>	<p>・<u>テレワークを活用した初動体制の構築及び平時からのテレワーク活用</u></p> <p>・<u>登庁が困難な職員のための対策（テレワークの活用等）</u></p> <p>・<u>個人ごと家庭ごとに様々な事情や背景をもつことから、職員本人の意見を踏まえる等の配慮</u></p> <p>(略)</p> <p>4. 執務環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>4-2. 電力、ガス、上水道、通信・情報システム等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上水道</p> <p>断水は1週間継続すると想定されていることから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の上水道設備について、発災時の利用用途を確認し、用途別の配分を計画するとともに、館内の貯水槽や配管等の耐震化及び<u>必要となる水の量</u>を削減するため、飲料水の備蓄、災害用トイレの確保を行う。</p> <p>また、中央合同庁舎第2号館の上水道設備は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用時の供給制限及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信</p> <p>(略)</p> <p>②専用無線通信網と光ファイバ網</p> <p>専用無線通信網と光ファイバ網については、大臣官房技術調査課電気通信室が担当する。</p>

第3章 業務継続への備え

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>国土交通省の情報通信を担う統合通信網は、専用無線通信網と光ファイバ網という異なったメディアを組み合わせた通信網を整備している。また、本省～地方整備局間の防災情報システムを接続し、CCTV映像等を共有する体制を整えると共に、ネットワーク化した地方自治体に対しては関連する災害情報やCCTV映像等を提供している。なお、<u>障害発生時には、保守業者とともに、迅速に復旧を図る。</u></p> <p>（5）行政情報システム</p> <p>行政情報システムについては、行政情報化推進課が担当する。</p> <p>①蓄積データ（省、局、課等）のバックアップ</p> <p>現在、職員が作成したデータは、各職員が利用しているクライアントPCの記憶領域の他、ファイルサーバにおいて局、課ごとに領域を割り当てて保存を行っており、ファイルサーバに保存されたデータについては、バックアップをとっている。蓄積データとバックアップデータの同時被災を回避するため、バックアップデータは遠隔地にも保管している。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p> <p>また、各職員においては、非常時優先業務を実施する上で必要となる情報を、<u>各人のパソコンや外部メディアにバックアップとして予め保存しておく</u>（国土交通省情報セキュリティポリシーに留意）、それらが失われたときには、バックアップを活用し、業務を継続する。</p> <p>②メールシステム</p> <p>本省メールサーバは、遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）を実施していることから、一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。また、主要な通信回線について冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p>	<p>国土交通省の情報通信を担う統合通信網は、専用無線通信網と光ファイバ網という異なったメディアを組み合わせた通信網を整備している。また、本省～地方整備局間の防災情報設備を接続し、CCTV映像等を共有する体制を整えると共に、ネットワーク化した地方自治体に対しては関連する災害情報やCCTV映像等を提供している。なお、<u>障害発生時においても業務に必要な機能が確保できるよう、統合通信網を構成する伝送装置や防災情報設備等を冗長化するとともに保守業者とともに、迅速に復旧を図る。</u></p> <p>（5）行政情報システム</p> <p>行政情報システムについては、行政情報化推進課が担当する。</p> <p>①蓄積データ（省、局、課等）のバックアップ</p> <p>現在、職員が作成したデータは、各職員が利用しているクライアントPCの記憶領域の他、ファイルサーバにおいて局、課ごとに領域を割り当てて保存を行っており、ファイルサーバに保存されたデータについては、バックアップをとっている。蓄積データとバックアップデータの同時被災を回避するため、バックアップデータは遠隔地にも保管している。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p> <p>また、各職員においては、非常時優先業務を実施する上で必要となる情報を、<u>クライアントPCの記憶域や外部記憶媒体にバックアップとして予め保存しておく</u>（国土交通省情報セキュリティポリシーに留意）、それらが失われたときには、バックアップを活用し、業務を継続する。</p> <p>②メールシステム</p> <p>メールサーバは、遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）を実施していることから、一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。また、主要な通信回線について冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p>

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>③インターネット環境</p> <p><u>インターネット環境を利用するための基幹ネットワーク機器及びサーバ機器</u>については、<u>耐震対策を実施済み</u>である。また、<u>インターネット環境を利用するためのサーバ機器について</u>、<u>遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）</u>を実施している。</p> <p>事業者回線との接続については、複数の回線で接続し、冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p> <p>（6）広報システム</p> <p>広報システムについては大臣官房広報課が担当する。</p> <p>ウェブサーバは、<u>中央合同庁舎第2号館と遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）</u>を実施している。また、<u>情報の共有による各地方整備局等ホームページへの掲載やソーシャルメディアを活用した広報を実施する体制を確保する。</u></p> <p>（7）什器転倒対策</p> <p>各課室においては、地震時における負傷者防止対策と国土交通省の業務継続の両方の観点から、什器の固定、出入口付近の重量物の転倒対策、避難経路となる通路の通行を阻害する物品の撤去を行い、その状況を常に確認する。</p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室は、年に1回行っている防災管理点検の結果を踏まえ、各部局に改善箇所を指摘し、各部局の責任で改善されているか実施状況の確認を行う。</p> <p>具体的な対策の実施に当たっては、以下の資料を参考とするようにする</p> <p>「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」東京消防庁 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html</p>	<p>③インターネット環境</p> <p>インターネットを利用するための機器は、<u>遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）</u>を実施していることから、<u>一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。</u></p> <p>事業者回線との接続については、複数の回線で接続し、冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。</p> <p>（6）広報システム</p> <p>広報システムについては大臣官房広報課が担当する。</p> <p>ウェブサーバは、<u>クラウドシステムで複数のリージョンにおいて運用しており、バックアップ（国内2拠点化点複数化）</u>を実施している。また、<u>ソーシャルメディアを活用した広報を実施する体制を確保する。</u></p> <p>（7）什器転倒対策</p> <p>各課室においては、地震時における負傷者防止対策と国土交通省の業務継続の両方の観点から、什器の固定、出入口付近の重量物の転倒対策、避難経路となる通路の通行を阻害する物品の撤去を行い、その状況を常に確認する。</p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室は、年に1回行っている防災管理点検の結果を踏まえ、各部局に改善箇所を指摘し、各部局の責任で改善されているか実施状況の確認を行う。</p> <p>具体的な対策の実施に当たっては、以下の資料を参考とするようにする</p> <p>「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」東京消防庁 https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html</p>

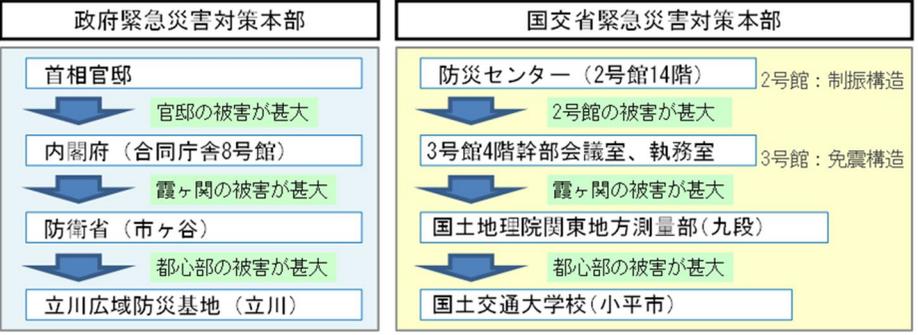
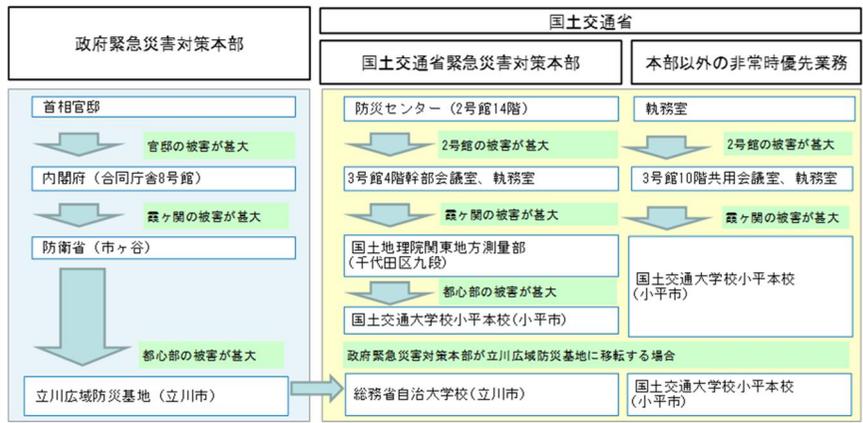
第3章 業務継続への備え

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4-4. 物資等の確保</p> <p>首都直下地震発生時に参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日間分の食料、飲料水、医薬品、女性用品、毛布、簡易トイレを備蓄する。</p> <p>また、来庁者についても、少なくとも3日間とどまることができるよう備蓄を行う。</p> <p>さらに、発災時の職員の閉じ込め等の事態に備えるため、救助用資機材等の常備を行う。</p> <p>コピー用紙やトナー等も各局にて備蓄すると共に、災害時には通常業務での使用を極力控え、備蓄している用紙等を災害対応に回すなど弾力的な運用を実施する。</p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室は、以下の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>食料、飲料水、簡易トイレ、毛布</p> <p>大臣官房福利厚生課は、以下の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>医薬品</p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室及び福利厚生課は、以下の常備を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>ボール、ジャッキ、担架等救助に必要な資機材</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>AED（自動体外式除細動器）</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4-4. 物資等の確保</p> <p>首都直下地震発生時に参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、<u>また勤務時間内に発災した場合にも備え、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて</u>、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日間分の食料、飲料水、医薬品、女性用品、毛布、簡易トイレを備蓄する。</p> <p>また、来庁者についても、少なくとも3日間とどまることができるよう備蓄を行う。</p> <p>さらに、発災時の職員の閉じ込め等の事態に備えるため、救助用資機材等の常備を行う。</p> <p>コピー用紙やトナー等も各局にて備蓄すると共に、災害時には通常業務での使用を極力控え、備蓄している用紙等を災害対応に回すなど弾力的な運用を実施する。</p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室は、以下の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>食料、飲料水、簡易トイレ、毛布</p> <p>大臣官房福利厚生課は、以下の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>医薬品、<u>女性用品（生理用ナプキン等）</u></p> <p>大臣官房会計課庁舎管理室及び福利厚生課は、以下の常備を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>ボール、ジャッキ、担架等救助に必要な資機材</p> <p style="padding-left: 2em;"><input type="checkbox"/>AED（自動体外式除細動器）</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>4-6. その他</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>4-6. その他</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

第3章 業務継続への備え

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p data-bbox="107 217 349 245">（2）負傷者の救護</p> <p data-bbox="91 272 1099 408">地震の発生時の負傷者救護については、国土交通省消防計画及び自衛消防活動マニュアルに基づき対応するものとするため、大臣官房会計課庁舎管理室は、共通認識として各部局に周知する。</p> <p data-bbox="91 432 1099 515">また、大臣官房福利厚生課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。</p> <p data-bbox="118 539 963 568"><u>中央合同庁舎第3号館国土交通省消防計画第4章地震対策より抜粋</u></p> <p data-bbox="91 592 1099 675"><u>第24条 救護班は、負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、緊急を要する場合は医療機関に搬送する。</u></p> <p data-bbox="107 699 656 727">（3）各個人における業務継続への取り組み</p> <p data-bbox="91 751 1099 887">地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水等について、各自で用意を行うことを推奨する。</p>	<p data-bbox="1142 217 1384 245">（2）負傷者の救護</p> <p data-bbox="1126 272 2134 408">地震の発生時の負傷者救護については、国土交通省消防計画及び自衛消防活動マニュアルに基づき対応するものとするため、大臣官房会計課庁舎管理室は、共通認識として各部局に周知する。</p> <p data-bbox="1126 432 2134 515">また、大臣官房福利厚生課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。</p> <p data-bbox="1142 699 1691 727">（3）各個人における業務継続への取り組み</p> <p data-bbox="1126 751 2134 887">地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水、<u>日常的に服用している薬等</u>について、各自で用意を行うことを推奨する。</p>

第4章 代替庁舎

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>1. 代替庁舎の場所</p> <p>本計画では想定災害を東京湾北部地震としたが、中央防災会議ではこの地震も含め、18タイプのM7クラスの地震を想定している。また、1923年の関東大震災（M7.9、死者・行方不明者10.5万人）クラスの海溝型地震は、その発生周期が200～300年であり、当面発生する可能性はほとんどないため想定災害とはされていない。</p> <p>しかし、災害対策本部の活動拠点となる<u>国土交通省防災センター</u>は、国土交通省の災害対応の基礎として重要であることから、現時点では予見できない不測の事態に備え、庁舎使用不能時の国土交通省緊急災害対策本部のバックアップ施設を中央合同庁舎第3号館幹部会議室、国土地理院関東地方測量部（千代田区九段）と国土交通大学校（小平市）の3箇所を指定する。国土交通省緊急災害対策本部以外の非常時優先業務のバックアップ施設は、<u>地方支分部局等の利用や内閣府によるあっせんについて検討する。</u></p> 	<p>1. 代替庁舎の場所</p> <p>本計画では想定災害を東京湾北部地震としたが、中央防災会議ではこの地震も含め、18タイプのM7クラスの地震を想定している。また、1923年の関東大震災（M7.9、死者・行方不明者10.5万人）クラスの海溝型地震は、その発生周期が200～300年であり、当面発生する可能性はほとんどないため想定災害とはされていない。</p> <p>しかし、災害対策本部の活動拠点は、国土交通省の災害対応の基礎として重要であることから、現時点では予見できない不測の事態に備え、庁舎使用不能時の国土交通省緊急災害対策本部のバックアップ施設を中央合同庁舎第3号館幹部会議室、国土地理院関東地方測量部（千代田区九段）と国土交通大学校小平本校（小平市）の3箇所を指定する。また、<u>政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地（立川市）に移転した場合を想定し、総務省自治大学校（立川市）を指定する。</u></p> <p>国土交通省緊急災害対策本部以外の非常時優先業務のバックアップ施設として、<u>中央合同庁舎第3号館10階共用会議室、国土交通大学校小平本校（小平市）を指定する。</u></p> 

第4章 代替庁舎

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>2. 代替庁舎への移転（移転・復旧基準等）</p> <p>国土交通省緊急災害対策本部は、中央合同庁舎第2号館の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合、中央合同庁舎第3号館（4階幹部会議室と執務室）へその機能を移すものとする。なお、その機能を移さない場合においても、緊急災害対策本部会議について、執務環境の状況等から適切と判断した場合は、中央合同庁舎第3号館4階幹部会議室において開催することとする。中央合同庁舎第3号館の点検の結果、使用不能であることが判明した場合は、</p> <p>1. の優先順位のとおりその機能を移すものとする。代替庁舎への移動手段（徒歩・公用車等）・移動ルートは、被災状況や通行規制等を踏まえ、安全性・利用可能性・所要時間を考慮して選定する。使用が想定される公用車については、緊急通行車両等の事前届出を行っておくこととする。公用車及び公用車の燃料供給については、必要に応じて内閣府によるあっせんを検討する。</p> <p>なお、代替庁舎への移転後、復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に中央合同庁舎第2号館への復旧を目指す。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>2. 代替庁舎への移転（移転・復旧基準等）</p> <p>国土交通省緊急災害対策本部は、中央合同庁舎第2号館の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合、中央合同庁舎第3号館（4階幹部会議室と執務室）へその機能を移すものとする。なお、その機能を移さない場合においても、緊急災害対策本部会議について、執務環境の状況等から適切と判断した場合は、中央合同庁舎第3号館4階幹部会議室において開催することとする。中央合同庁舎第3号館の点検の結果、使用不能であることが判明した場合は、<u>国土交通省代替庁舎移転マニュアルに基づき1. の優先順位のとおりその機能を移すものとする。</u>代替庁舎への移動手段（徒歩・公用車等）・移動ルートは、被災状況や通行規制等を踏まえ、安全性・利用可能性・所要時間を考慮して選定する。使用が想定される公用車については、緊急通行車両等の事前届出を行っておくこととする。公用車及び公用車の燃料供給については、必要に応じて内閣府によるあっせんを検討する。</p> <p><u>また、政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地（立川市）に移転する場合は、上記によらず国土交通省緊急災害対策本部は総務省自治大学校（立川市）に、本部以外の非常時優先業務は国土交通大学校小平本校（小平市）へ移転するものとする。</u></p> <p>なお、代替庁舎への移転後、復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に中央合同庁舎第2号館への復旧を目指す。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

第5章 継続的改善

修正前（第4版）	修正後（第5版）
<p>業務継続計画を実効性のあるものとするため、教育、訓練の実施計画や執行体制、執務環境に係る改善計画を定め、訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>② 訓練や計画の実施（D O）</p> <p>業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施する。</p> <p>また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>1. 業務継続力の向上</u></p> <p>業務継続計画を実効性のあるものとするため、教育、訓練の実施計画や執行体制、執務環境に係る改善計画を定め、訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>② 訓練や計画の実施（D O）</p> <p>業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施する。</p> <p>また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や、意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、<u>対策本部設営訓練、業務資源に制約を課した非常時優先業務実施訓練、代替庁舎移転訓練、広報訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>2. 人事異動における引継ぎ</u></p> <p><u>業務継続に係る対応レベルを維持するため、人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等に必要な引継ぎ等を行う必要がある。</u></p> <p><u>新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づきどのような行動を取るべきか、予めどのような事を知り、備えるべきかとい</u></p>

第5章 継続的改善

修正前（第4版）	修正後（第5版）
	<p><u>た事項を明確にし、実際の災害が起きた場合にすぐに所要の行動を取ることができるようにする。</u></p> <p><u>業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。</u></p>

以上

別紙

項目	被害状況等	復旧予測等
■ライフライン		
電力	<ul style="list-style-type: none"> ○発災直後は断線等により外部からの電力供給が中断する。 ○東京湾内火力発電所の停止により、電力供給が途絶する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○電力の復旧は1週間後となる。 ○復旧後も計画停電の可能性がある。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。 ○非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。 ○非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用できない。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用支障は1か月継続する。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスはガスの供給が中断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○低圧ガスの復旧は1か月程度で復旧する。
無線	<ul style="list-style-type: none"> ○中央防災無線は庁舎の損壊等により、地上系マイクロ多重無線が一部で不通となる可能性がある。 ○衛星通信回線を利用した通信は確保される。 ○各府省等の業務用無線による通信は確保される。 ○非常用電源の燃料不足の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不通となった地上系は利用できなくなる可能性がある。
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ○大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 ○引込管路等での断線により不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不通は1週間継続する。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ○大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 ○基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性がある。 ○メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不通は1週間継続する。
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ○引込管路等での断線により不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用支障が1週間継続する。
■交通施設		
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○都市部の4車線道路など幅員の大きい道路は、車線減少が見込まれるものの、交通機能を果たす。 ○建物倒壊、橋梁等の被害、沿道火災、ブロック塀・自動販売機等の転倒、窓ガラス等の屋外落下物、液状化等により通行不能箇所が多数発生する。 ○信号機、街路灯が滅灯し、交通管制が混乱する。 ○通行可能な箇所にあっても深刻な道路渋滞が発生する。 ○徒歩移動者による混雑、放置車両が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊等による通行不能は徐々に解消する。主要道路の啓開には1週間を要する。 ○交通規制の解除は1週間後となる。 ○緊急輸送路を中心に緊急通行車両の通行は確保される。 ○橋梁等の損壊による通行不能箇所は継続する。
鉄道(JR・	<ul style="list-style-type: none"> ○架線の損傷、軌道変状等が発生するため、当面、 	<ul style="list-style-type: none"> ○郊外部においては、運行を再開する

私鉄)	運行が停止する。	ものの、都心及びその周辺は1か月後まで運行が停止する。
地下鉄	○架線、信号設備等の損傷等が発生するため、全線で運行が停止する。	○1週間後まで運行が停止する。
■庁舎等		
庁舎	○一部の耐震性が低い建物では、甚大な被害が発生し、全部又は一部の使用が不可能となる。 ○安全性が確認されるまで一時的に利用ができない場合がある。	○大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性がある。
庁舎内部	○固定されていない什器、天井等が転倒・落下する（震度6強で免震構造でない場合）。 ○エレベーターが、頻発する余震のために停止し、継続的な利用に支障を来す可能性がある。	○什器等の再設置やガラス破片や内部収納物の片付け等に半日以上要することが予想される。
庁舎外部	○震が関周辺は、オフィスビルや商業施設等の耐震性の高い建物が多いため、周辺建物被害は限定的と考えられる。 ○震が関周辺は、不燃化率が高く、延焼火災に巻き込まれる可能性は低い。	—
情報システム	○停電、上水・ガスの復旧遅延により庁内のサーバー等の冷却が困難となる可能性がある。 ○固定されていない一部のパソコンが故障する。	○停電、上水・ガスの復旧後に利用可能となる。
帰宅困難者	○発災直後は、徒歩帰宅者や負傷者が震が関周辺や職員の登庁経路に溢れる可能性が高い。 ○庁舎に帰宅困難者が来訪する可能性も高い。負傷者等の来訪の可能性もある。 ○平日であれば、来庁者が多数存在する。	○帰宅困難者は3日間程度滞ることが見込まれる。
職員	○職員が参集できないおそれがある。 ○庁舎内で負傷者が発生。エレベーターに閉じ込められる可能性がある。	—
飲料水・食料等	○買占めなどが発生し、コンビニエンスストア、小売店舗の在庫等は数時間で売り切れる。	—
燃料	○燃料供給施設、ガソリンスタンドの一部が倒壊、損壊、大規模停電等の影響を受け、営業困難となる。	○燃料供給施設、ガソリンスタンドの一部が倒壊、損壊、大規模停電等の影響を受け、営業困難となる。
廃棄物処理	○廃棄物処理業者が当面処理できなくなる。	○1週間後～1か月後に解消する。

参考－3 業務継続計画の前提とする被害状況等

(首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月19日)をもとに内閣府防災担当にて作成)